

PCB廃棄物処理対策推進事業について

環境整備課

1 事業の目的

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物及びPCB使用製品について、PCB特措法に定められた処分期間内の確実かつ適正な処理を促進するため、これらを保有している事業者の調査を行うとともに、適正処理の必要性について周知を図る。

2 事業の概要

（1）全体調査

昭和52年3月までに建築・改修された建物（一般住宅を除く）に設置されている照明器具には、安定器に絶縁油としてPCBが使用されている可能性があることから、PCB使用照明器具の設置や保管の有無を把握するための掘り起こし調査を行うとともに、対象事業者に対してPCB廃棄物の処理期限の周知や適正かつ早期の処理に向けた指導を行う。

- ・対象照明器具 蛍光灯、水銀灯、低圧ナトリウム灯
- ・対象建物数 約25,000棟

（2）普及啓発

テレビCM及び新聞広告を活用し、PCB使用照明器具の処分期間内の適正処理について、事業者に対し周知徹底を図る。

3 予算額

20,806千円

【参考】北海道・東北等における高濃度PCB廃棄物の処分期間等について

- 処分期間
 - ・変圧器・コンデンサー 2022年3月31日まで
 - ・安定器・汚染物等 2023年3月31日まで
- 処理施設
 - ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所（室蘭市）